

## 港湾労働法

劣悪な労働条件で働く日雇い労働者が一向に減らないため、港湾労働者は労働条件の改善等を求めて全国でストライキを構え、法律で規制するよう訴えました。その結果、1965年に港湾労働法が制定されました。これにより、6大港（東京港・横浜港・名古屋港・大阪港・神戸港・関門港）において、港湾で働く日雇い労働者は職安（現在のハローワーク）に登録することになり、優先的に港湾の仕事の紹介が受けられることとなりました。その結果、劣悪な労働条件で働かされていた日雇い労働者は激減し、港湾労働者の正社員化が進みました。その後、港湾労働法は、数度、改正され、今日に至っています。現在、港湾労働法を地方港にも適用するように求めているところです。

## 港湾安定化協議会

2000年に港湾運送事業法が改正され、雇用不安が起きないように、労働組合、会社と港湾管理者（地方自治体）、行政の構成による「地区港湾安定化協議会」が全国に12箇所設置されました。そして、各県ごとに安定化協議会の分科会が設置されました。規制緩和による新規参入で、過当競争やダンピングがおきないように協議しています。働く者の雇用を守るため、会社や行政との話し合いも重視しています。

## 事前協議

港湾労働者の雇用と就労に影響があるような輸送体制や荷役手段の変更については、労使で事前に協議してから決めていこうという制度を1979年に確立しました。この制度ができたことで、労働条件改悪防止に大きく役立っています。



港湾労働者が人間らしく働き生活できるよう、全港湾は法律の整備や各種の制度の充実を訴えながら組合運動をおこなってきました。港湾労働法や港湾運送事業法の制定、事前協議制度の確立は組合運動の成果の一つです（左記を参照）。労働災害補償など最低限の補償も労働組合がたたかってきたからこそあるものです。皆さんの職場ではどうですか？最低限のルール、就労時間、出勤時間、残業代、休日等は守られていますか？全港湾に入って働きやすい職場環境に変えていきましょう！

## 派遣は港湾では禁止されています

船の貨物の積み卸し作業、港に隣接した倉庫への搬入・搬出作業、倉庫内の荷さばき作業、岸壁での作業、コンテナへの貨物の積み卸し作業（バン詰め、バン出し）は港湾労働であり、一般の派遣労働者が働くことは法律で禁止されています。

## 直接雇用を求めましょう

港湾では労働者を企業が直接雇用するようになってきました。あなたが港湾労働者なら、派遣先に直接雇用を要求しましょう。

## 雇用不安、労働条件の不満は全港湾へ相談を！

全港湾は、全国の港で働く労働者が中心の労働組合です。現在は港湾に限らず、トラックなどの運輸関係、工場、サービス業にいたるまで、幅広い職種の労働者が集まっています。北海道から沖縄まで全国に9つの地方本部と49の支部があり、組合員数は1万2千人です。個人で加入でき、たとえ組合員が1人でも会社と団体交渉をもち、労働者の権利と労働条件を守るためにがんばっています。労働組合に遊びにきて見ませんか？組合はいつでもあなたを待っています。

## 全日本港湾労働組合（全港湾）

<http://www.zenkowan.org/>

連絡先